改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書

改正マイナンバー法が６月２日に成立し、２０２４年秋には健康保険証を廃止して、「マイナ保険証」に一本化されることになりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、現行法上も大きな問題があります。わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも必要な時に日本国内で等しく医療を受けられる「国民皆保険」制度です。

様々な理由からマイナンバーカードを取得できない、代替手段たる資格確認書の申請ができない等により医療機関にかかれない状況になれば、わが国が世界に誇る医療制度は、機能不全に陥ることになります。

現在、マイナンバーにまつわるトラブルが多発し、窓口対応ではすでに混乱が生じています。医療情報のトラブルが起き続ければ、国民の命と健康が危険にさらされることになります。

マイナンバーの利活用に不安を感じている人が７割を超えているという世論調査もある中、強引に進めれば、混乱を広げる結果になることは明らかです。

よって、国には一度立ち止まって、制度自体を見直すことを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２２日

上野原市議会

提出先

内閣総理大臣　岸田　文雄　様
衆議院議長　細田　博之　様
参議院議長　尾辻　秀久　様
デジタル大臣兼内閣府特命担当大臣（デジタル改革）　河野　太郎　様
厚生労働大臣　武見　敬三　様
総務大臣　鈴木　淳司　様